

## 令和元年度 山梨県南都留地域教育フォーラム提案書

第7分科会

富士吉田市立吉田西小学校

PTA 顧問 山田 雅基

(H29・30 年度 PTA 会長)

### 『持続可能な PTA 活動（組織）構築をめざして』

#### 1 はじめに

子どもたちを取り巻く状況は急速に変化している。人口減少・高齢化に伴う生産年齢人口の減少、グローバル化進展に伴う経済競争の激化や地球規模の各種問題、情報化・技術革新等をもたらす超スマート社会の到来等を見据えて、子どもたちへの教育を学校だけではなく、社会全体で考えていかなければならない。

また、ここ数年、多忙化に直面している教師の厳しい勤務実態が明らかになりつつある。教師本来の職務である「これまでの学校教育の蓄積と向き合って自らの授業を磨く」や、「日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対する効果的な教育活動を行う」こと等が困難な状況になっていることを、学校により近い立場である PTA 役員となったことで強く実感している。

以上のような状況を踏まえて、PTA が果たすべき役割を自覚し、保護者と教職員がしっかりと協力して会員相互の親睦を図り、教養を高め、学校とともに地域を巻き込んで子どもたちの健全な育成を図らなければならない。しかしながら学校（職員の多忙化等の問題）だけでなく、本組織（PTA）においても長年様々な問題を抱えていて、これらを解決していかなければ学校と連携して事業を推進していくことも難しくなっていたので、種々の問題に対峙し、可能な限り対処してきた。

#### 2 本校 PTA が抱える課題

##### (1) PTA 活動に対する多様な考え方

- ・多様性は組織にとって最大の長所となり得るもので、それを否定するものではないが、「組織自体を否定する（PTA の存在自体を否定する）考え方」には、どのように対処したらよいか絶えず考える必要がある。

##### (2) 組織構成の在り方

① 児童数（家庭数）減少に見合った構成になっていない。

● H30 年度児童数（家庭数）：294 名（227）、役員数：33 名

□ 本会役員【会長 1 名・副会長 8 名（学年関係なく計 9 名を選出）】

□ 学年役員【24 名（各学年 4 名）】

⇒ 計算上、基本的には各学級（特別支援学級を除く 12 学級）から 3 名程度役員を選出しなければならない。

- ② 持続可能な組織の構築をめざしてダウンサイジングしていくのだが、その際、事業部の再編が必要となる。

### (3) 役員選出に関わる問題

- ① 役員に進んで立候補する人はほとんどいない。  
② 推薦されても固辞する人が多い。  
③ 当該児童が在籍する6年間において一度も役員を経験しないで済む人がある。

#### 【⇒ 不公平感】

- ④ 正副会長の後任探しの困難化（システム化されていない後任探し）

## 3 持続可能なPTA活動（組織）の構築をめざして

### (1) PTA活動に対する多様な考え方に対して

#### ■ 問題の概要

- ・PTA活動に関して、会員や地域から本会役員に様々な意見が寄せられる。それらの多くは活動に対して前向き・建設的なものであるが、寄せられる意見のなかには、PTA活動の根幹を揺るがしかねないものもある。以下は実際に寄せられた意見であるが、そのほとんどが登校時の交通量の多い交差点における安全確保活動（旗振り）に関するものである。

- ・旗振り当番に来ない保護者がいる。無責任である。
- ・年々児童数が減ってきて、自分の家の近くの交差点で旗振りができない家庭も出てきている。また、実施する場所によって当番回数が異なり、不公平である。
- ・旗振り当番を引き継ぐ際、次の人に連絡がとれない（次の人がずっと不在である）ことがあり、面倒である。心的負担も大きいのでやめていただきたい。
- ・西小は旗振りを実施しているが、他の学校では実施していなかったり、ボランティアに任せたりしている。保護者の負担が大きいのでやめる方向で検討できないか。
- ・旗振りなんて先生がやればいい。PTAは必要か。
- ・西小に入学させたら保護者は旗振りをしなければならないので、うちの子は●●小に入学させる。

#### ■ 対応

##### <考え方の整理>

- ・学校は安全指導等の観点から通学路の設定・安全点検等を実施している。しかしながら通学路を含めた地域社会の治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体にあるのだから、通学路における日常的・直接的な見守り活動を学校に押しつけることはできない。そもそも教師に求める（期待する）最も重要な職務はそこではないと思われる。この点においては既に通学路の設定や安全点検等で教師の職務を十分に全うしていると理解している。市が中心となり、学校、関係機関、地域がそれぞれの役割をしっかりと認識して連携を一層強化する体制により、安全確保をより効果的に行うことを考えたい。そのために、PTAとしてできることを継続していきたい。

- ・自分の子だけでなく，地域の子は地域で守る体制を構築する。本校 PTA で実施している“旗振り”はそのための第一歩である。
- ・旗振りに対する反対意見は根強く存在するが，ごく一部の限られた方々の意見である。賛成意見の方が圧倒的に多いので，一部の意見に流されることなく，正すべきところはしっかりと正し，子どもたちの安全確保に努める。

【キーワード】		
「地域の子は地域で」	「子どもの安全が第一」	「子どもたちのために」
「それぞれの役割」	「(学校の)働き方改革」	
⇒ 「すべては自分の子にかえる」		

### <実際の対応>

- ・反対意見についても頭から否定することなく，しっかりと耳を傾ける。しかし，その後については，正式な手順を踏んで PTA 総会において会員に諮ることを提案する。(丁寧に道筋を示して具体的な方法等を教示する。)

【※ ⇒ このように促してはいるが，実際にそうなったことはない。】

以下，(2) 組織構成の在り方について，(3) 役員選出に関わる問題については，平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間をかけて取り組んできた内容です。

- ◆ H29 年度：理事会（正副会長）での問題の共有・取り組みの方向性の決定
- ◆ H30 年度：役員内での問題の共有・課題解決に向けた準備及び取り組み
  - ・ 4 月理事会 → 4 月運営委員会（全役員） → 5 月 PTA 総会 → 9 月理事会 → 10 月臨時運営委員会 → 11 月運営委員会 → 2 月運営委員会
- ◆ R 元年度：過去 2 年間の取り組みの確認・PTA 総会での決定
  - ・ 4 月理事会 → 4 月運営委員会 → 5 月 PTA 総会【決定】

## (2) 組織構成の在り方について

### ① 組織（役員構成人員）のダウンサイジング

- ・ H30 年度 家庭数 227 に対する役員数 33 名（H30 年度以前も同様）の是正

役員構成	旧（～H30 年度まで）	新（R 元年度以降）
<b>■ 役員数</b> <b>● 本会役員</b> ・ PTA 会長 ・ PTA 副会長 <b>● 学年役員</b> ・ 6 年（2 クラス） ・ 1～5 年（各 2 クラス）	<b>33 名</b> 9 名 } 学年関係なく選出 (1 名) } 正副会長による (8 名) } 後任探し 24 名 (4 名) (各 4 名)	<b>26 名</b> 4 名 } (1 名) } 6 年から選出 (3 名) 22 名 (2 名) (各 4 名)

【※ 新 ⇒ 1～5 年：各クラス 2 名，6 年：各クラス 3 名の役員選出】

## ② 事業部の再編

旧：(～H30 年度まで)			新：(R 元年度以降)		
事業部	活動内容	構成員	事業部	活動内容	構成員
教養部	①広報活動 ・PTA 新聞発行	◎副会長 (2名) P:6名 T:7名	管理部	・学校林下草刈り 学校環境整備作業 作業の準備・実施	◎5年学年 部長 P:5年4名 T:4名
学年部 施設部	①学年懇談会進行 ②心肺蘇生法講習会 ③学校林下草刈り 学校環境整備作業 作業の準備・実施 ④教育講演会または 親子芸術鑑賞会実施 ⑤次年度役員選考時 における進行	◎副会長 (2名) P:6名 T:4名	保健 体育部	<b>※新たな市P連行事に 備えて存続</b> ・親子で楽しめる活動 の企画・実施 ・親子健康作り教室 (市行事)への協力	◎4年学年 部長 P:4年4名 T:3名
保健 体育部	①市P連親善球技会に 関わる活動 ②親子健康作り教室 (市行事)への協力	◎副会長 (2名) P:6名 T:5名	文化部	・教育講演会または 親子芸術鑑賞会実施	◎3年学年 部長 P:3年4名 T:4名
安全部	①旗振り当番表作成 ②旗振り講習会実施 ③通学路安全点検への 協力	◎副会長 (2名) P:6名 T:5名	安全部 第二	・旗振り当番表作成 ・旗振り講習会実施 ・通学路安全点検への 協力	◎2年学年 部長 P:2年4名 T:5名
			安全部 第一	・心肺蘇生法講習会 ・夏休みプール監視 当番	◎1年学年 部長 P:1年4名 T:4名
			6年	本会役員への協力	6年2名
			共通	・学年懇談会進行 ・次年度役員選考時 における進行	

### <事業部再編にあたって>

- ① 本会役員の役割のスリム化（負担軽減）（人員減に応じた役割）
- ② 役員人員に見合う事業部の設定
  - ・重要事業の洗い出し・事業部の設定
  - ・事業に優先順位をつけ、優先度の低い広報活動をカット  
(「子どもたちのために」という視点で優先順位をつける)
- ③ 各事業部の部会の簡素化・平易化（役割の焦点化）
  - ・横のつながりを活かせる各学年を単位として事業部を設定
- ④ 教職員の負担軽減

### (3) 役員選出に関わる問題について

#### ■ PTA 役員選考規定の見直し

## 吉田西小学校「PTA 役員選考規定」

H31年度（R 元年度）からの、本会役員【会長1名、副会長3名（6年）】、学年役員【学年委員22名（6年2名・他4名、うち1名は互選で事業部長5名（1～5年委員長を兼ねる）】の選出方法を以下に示す。

### 1 PTA 会長選出について

(1) 会長は新6年生の会員の中から選出し、運営委員会で推薦、総会で過半数の承認を得るものとする。

### 2 PTA 副会長選出について

(1) 副会長は新6年生の会員の中から選出し、運営委員会で推薦、総会で過半数の承認を得るものとする。

(2) 副会長のうち、2名は市P連担当（1名は男性）、1名は母親代表を担当する。

### 3 事業部長・事業部委員の選出について

(1) 各事業の推進役として事業部長を設ける。選出にあたっては、1～5年生の学年から1名ずつを選出する。（学年委員4名の中から1名、学年委員長を兼ねる。）

(2) 新6年生の会員の中から正副会長及び学年委員を選出する際、どちらの役職にも就かず、当該児童の在籍時において一度もPTA役員を担わなかった会員は、管理部または安全部（第一）に所属し、事業部委員として活動する。（※1）

### 4 学年委員（学年役員）について

(1) これまで通り、4名（新6年は2名）を学年総会において選出し、うち1名を互選により学年委員長とする。

（1～5年生は、学年委員長＝事業部長：「学年部長」）

### 5 事業部の再編成について

(1) PTAの各事業を学年ごとの担当とし、会員の交流促進と参加意識の向上を図る。具体的には、事業部長が中心となり活動を推進する。

○ 5年生役員は管理部（新設）を担当し、学校林下草刈り作業と校内環境整備作業を運営する。

○ 4年生役員は保体部を担当し、ソフトバレー大会（市P連親善球技大会）と親子健康づくり教室に関わる事業を運営する。

○ 3年生役員は文化部を担当し、親子音楽会を運営する。

○ 2年生役員は安全部第二を担当し、旗振り講習会を企画運営し、旗振り名簿を作成する。

○ 1年生役員は安全部第一を担当し、心肺蘇生法講習会を運営する。

○ 各学年委員は学年総会、懇談会の進行と次年度役員選考の進行を行う。

### 6 その他（確認事項）

○ **運動会は本会及び学年役員の共通イベントとし、その上でシート敷きにおいて優遇措置をとる。**

○ 夏休みのプール監視当番は、学年委員22名で担当する。

○ 6年生役員は、卒業式にて最前列優先席を設ける。

○ PTA新聞は費用対効果を考え休刊とする。

- 本会役員は外部からの PTA 行事等の参加依頼に応じる。
- 各事業部長と学年委員は、相互に協力し合い、事業を実施する。
- 次年度の学年役員の選出において、PTA 正副会長及び学年・学級役員を経験した場合は、その児童の学年役員の選出対象外とする。ただし再任は妨げない。

※この選考内規定は平成29年度の PTA 本会役員それぞれが経験した1～3年間の様々な PTA 活動の反省を基に、協議を重ねて作成したものである。今後も後任の方々（後任の理事会）に必要な応じて1年ごと、あるいは随時に当規定の見直し・改訂等を加えていただきたい。

#### **選考規定改定**

平成30年05月09日 規定作成（選考規定作成及び事業見直し）  
平成30年10月13日 選考規定一部見直し  
令和元年05月08日 選考規定一部見直し

#### **4 おわりに**

本校の『PTA 役員選考規定』に、「この選考内規定は平成 29 年度の PTA 本会役員それぞれが経験した 1～3 年間の様々な PTA 活動の反省を基に、協議を重ねて作成したものである。今後も後任の方々（後任の理事会）に必要な応じて 1 年ごと、あるいは随時に当規定の見直し・改訂等を加えていただきたい。」と明記した。子どもたちを取り巻く状況が急速に変化している状況下において、学校だけでなく PTA も変化に対応できるようにしなければならない。今回の取り組みが一過性のものにならないように、活動の理念をしっかりと引き継いでいきたい。